

京都市消防局訓令乙第18号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局部長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第4条第2項中「局長」を「消防局長（以下「局長」という。）」に改める。

別表第1消防署予防課長の項第3号中「予防査察」を「査察」に、同項第7号中「による建築同意及び同規程第63条による計画通知の了承」を「及び第63条による同意等」に改め、同表消防署警防課担当課長及び消防分署警防課担当課長の項第4号中「予防査察」を「査察」に改める。

別表第2予防部長の項第3号中「第35条第1項第2号」を「第35条第1項第3号」に改め、同項第4号中「54条の4第1項」の右に「、第54条の10第1項」を加え、第6号を次のように改める。

(6) 京都市火災予防規程第58条及び第63条による同意等に関する事。ただし、局長が行うものに限る。

別表第2予防部長の項中第8号を第9号とし、第5号から第7号を1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 京都市火災予防条例第30条の2第2項第1号に規定する閉鎖型スプリンクラーヘッドの基準に関する事。

別表第2警防部長の項中第8号の次に次の1号を加える。

(9) 京都市火災予防条例第57条の3第1項に規定する指定洞道等の指定に関する事。

別表第2人事課長の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同表指導課長の項第1号中「消防法による建築同意」を「京都市火災予防規程第58条及び第63条による同意等（局長が行うものに限る。）」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)